

25中地交第5号
2025年10月 7日

日本郵便株式会社 中国支社
支社長 砂 孝治 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部
執行委員長 小野 康邦 ㊟

2025年度年末年始業務運行に関する要求書

正常な業務運行及び職場環境を確保するために以下の要求を提出します。
速やかに10月31日までに回答とともに労使委員会を行うこと。

記

- 1、 年末年始繁忙期の業務運行に関する職場段階における労使の意思疎通は極めて重要です。ルール（13項目の説明等）に基づき、誠意をもった対応と十分な協議が行われるよう指導を徹底すること。
- 2、 2024年度年末年始繁忙の中国支社としての総括を明らかにすること。
また今年度の年末年始業務運行の基本的考え方について説明すること。
- 3、 年末年始繁忙が始まるまでに、全社員が業務研究会に参加するよう指導すること。また、資料配布で終わらせることなく質疑応答を含め必要な意思疎通は十分行うこと
- 4、 コストコントロールによる過度な抑制は行わず、各職場の正常な業務運行に必要な労働力を確保すること。短期アルバイトの雇用期間・雇用時間については、事前訓練も含めて局の状況に応じた柔軟な対応を行うこと。
- 5、 長期雇用の時給制契約社員の基本給が、短期アルバイトの時給単価を下回る場合は、差額の手当てを支給し時給逆転を解消すること。
- 6、 連続出勤は6日以内とし、1月1日から1月3日まで全社員に対して休日を確保し、そのための廃休・非番労働は行わないように指導すること。
- 7、 特別条項を適用しないように指導すること。
- 8、 1月1日の勤務について、7時出勤に固執することなく、各局の状況にあった出勤時間とすること。
- 9、 要員不足・点呼実施等により通常時でも勤務時間前後・休憩時間に仕事をする社員が散見される。そんな中、それを見て見ぬふりをする管理者がほ

とんどである。今一度、勤務時間管理を徹底し、休憩・休息が確保できるように指導を徹底すること

- 10、職場における労働災害根絶は、重要課題の一つとです。年末年始繁忙期における労働災害根絶に向けた支社としての取り組みについて明らかにすること
- 11、2024年度の年末年始業務における労働災害の発生状況を内外別に明らかにすること。
- 12、2024年度の年末年始繁忙期間の交通事故件数と特徴を明らかにすること。
- 13、電動二輪車における転倒事故等が多発している状況にある。乗務にあたっては十分な訓練を実施して事故防止に向けた対策を講じること。また、降雪時におけるスリップ防止の観点から、冬用タイヤの配備、専用チェーンを配備すること
- 14、郵便物のロングパレット積載について、上段にハーフケース3段以上を載せるなど身体に負担のかかる積み方が散見される。直ちに是正するとともに、中国管内各局にたいし上段への過度の積載をしないよう徹底すること。また、本社及び他支社にも要請すること。
- 15、パレット落下事故防止に向け、施設点検を全局で実施するとともに、再発防止対策を講じること。またオーバースライダーについて、消耗品の交換も含めた安全基準を明確化すること。
- 16、2025年用年賀葉書の販売の取り組みについて、支社として具体的に説明すること。
- 17、郵便営業に関して、現在、職場において「全員参画」「一人〇個、〇万円」「書留等対面配達時の声掛け」など個人への販売実績の追及や不適切営業に繋がる発言が相次いでいる。管理者を含め、コンプライアンスの徹底と適切な営業活動の仕方（特定商取引法など）について指導を徹底すること。
- 18、年賀葉書の販売については、郵便窓口及びコンビニを基本とすること。
- 19、2024年度における、中国支社管内の年賀販売枚数と引受通数を明らかにすること。
- 20、年末年始繁忙・夏期繁忙にかかわらず、計画書への運送便の誤記や脱落が数多く見られる。運送便の設定にあたっては過積載がおこらないよう、過量の波動に対応できるように余裕を持った計画を行うこと。また、規定便及び臨時便で対応できない場合は、支社及び関係局ならびに運送会社と迅速かつ確実な連絡・連携体制を確保すること。
- 21、デパートゆうパックの引き受けが先行し、臨時便等運送便がまだ開設され

ていない段階でそれらを積載することにより、他の郵便物が積載出来ない事態が過去幾度となく発生している。結束に支障のない運送便と要員確保の予算を配分すること。

- 2 2、自社(正社員・期間雇用社員)と委託業者の配達比率を明らかにすること。
- 2 3、集配受託者に対し繁忙前に意思疎通を行い、品質の維持向上、必要な労働力を確保するよう対策を講じること。
- 2 4、書留やゆうパック等の当日再配達を中止し、基本翌日以降の再配達とすること。
- 2 5、大雪による帰宅困難者が発生した場合および取集業務や運送便に混乱が起きることが予想される場合の会社対応を具体的に明らかにすること。
- 2 6、その他追加要求についても早急に誠意をもって対応すること。

以上